

司法修習生のバッジ制定（「法曹」八六号三）
(八頁所載記事から)

従来、司法修習生のバッジは、裁判所職員と同じものをつけたが、このほど「裁判官その他の裁判所職員及び司法修習生のバッジに関する規程」というムズカシイ規程の一部が改正されて、一月一日から司法修習生だけは國のようないいバッジをつけることになった。

これは、司法研修所の指導担当者協議会の席上で、これまでのバッジでは、検察庁や弁護士会で修習する場合には、裁判所の職員らしくてまきらわしいし、また裁判所に配属されて法廷を傍聴するさいなどに、司法修習生であることが一目でわかるようなバッジをもうけてはどうかという意見があつた。そこで司法研修

所では、修習生、教官、職員からそのデザインを募集して、教官会議で、集つたデザインを取捨選択し、さらに画家や工芸家などの専門的な意見を加えて出来上がつたもの。

バッジの形は、筆記体のJをモジつて、しかも裁判所、検察庁、弁護士会での修習を意味するよう三つの部分に分け、上の部分は紺色、右の部分は赤色、下の部分は白と配色し、昔の法服の模様の色である裁判官の紫、検事の赤、弁護士の白の色わけとしたということ。また一方では、全体の形を、双葉にみせているところは、法曹の卵である司法修習生をあらわしたもの由。

昭和四七年度司法修習生採用選考要項

最高裁判所は、裁判所法第六条の規定に基づき、昭和四七年度司法修習生採用選考を次の要領によつて

一 選考を受ける資格

左の各号の一に該当する者は、選考を受けることができる。

- 1 司法試験法（昭和二四年法律第一四〇号）による司法試験第二次試験に合格した者
 - 2 高等試験令（昭和四年勅令第一五号）による高等試験に合格した者
 - 3 司法官試補および弁護士試補たる資格の特例に関する件（昭和二〇年法律第二八号）に定める铨衡委員会の銓衡を経た者
 - 4 選考の欠格事由
- 左の各号の一に該当する者は、選考を受けることができない。
- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 3 禁治産者または準禁治産者
 - 4 破産者で復権を得ないもの
- (一) 口述試験

- 1 内容
- (一) 口述試験 主として人物について面接による

昭和四七年度司法修習生採用選考要項

六四

2 発 令 昭和四七年四月上旬

なお、昭和四七年四月以降において大学等（大学院を含む。）に在学する者または官公庁・会社等に勤務する者は採用しない。

5 賦 与 月額 四三、五〇〇円

右のほか、一般の国家公務員の例にならい、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当および寒冷地手当が支給される。

六 選考申込方法等

1 申込方法

申込書類を申込受付期間内に申込先に提出する。

郵送による申込みの場合は、なるべく書留郵便とし、封筒の表に「司法修習生採用選考申込書類在中」と朱書する。右の受領書を必要とする場合は、あて先および郵便番号明記の返信用封筒（一円切手ちよう付のこと）を同封する。

2 申込受付期間

昭和四六年一月一日（金）から同年一〇月八日（金）までとする。

3 申込先

申込受付期間内に準備できない

司法研修所職員名簿（昭和四七・一・一現在）

所長	判事	守田直
民事裁判教官	田宮重男	
"	石川義夫	
"	田中恒朗	
"	中島一郎	

最高裁判所事務総局人事局任用課（東京都千代田区霞が関一丁目一番四号、郵便番号一〇〇番、電話五八一局五四一一番、内線二二二六番）

4 申込書類

申込みにあたっては、左に掲げる書類を提出する。なお、申込み後、申込書類の記載事項に変更が生じたときは、そのつど申込先に届け出ること。

（一）申込書A（所定の用紙による。）

（二）申込書B（所定の用紙による。）

（三）履歴書（用紙は丈夫な洋紙とし、筆またはペンで必ず自書すること。様式は別添ひな形参考。）

（四）司法試験第二次試験、高等試験司法科試験または鑑衡委員会の鑑衡の合格証書の写し（用紙は半紙大の丈夫な洋紙とし、筆またはペン書きもしくは複写によること。）

ただし、本年度の司法試験第二次試験の合格者は、提出を要しない。

（五）戸籍謄本

一通

ときは、昭和四六年一〇月二二日（木）までに提出してもさしつかえない。この場合は、その旨を申込先にあらかじめ申し出ること。

5 申込書用紙の交付

前記4の（一）（二）および（五）に掲げる申込書A、同Bおよび写真ちよう付の用紙は、申込先において昭和四六年九月二二日（火）から交付する。右用紙を郵便で請求する場合は、二〇円切手をちよう付して先および郵便番号を明記した返信用封筒を同封すること。

昭和四六年九月二二日 最高裁判所事務総局

民事裁判法官

判事

六六

民事裁判法官
海老塚和霸藤井正雄
飯原一乘上谷清光
吉沢潤三藤野博雄
萩原寿雄村上幸太郎
岡田光了藤井義彦
瀬川潔吉田隆史
保郎藤井義彦
瀬川潔吉田隆史
保郎

民事弁護法官

檢察法官

檢事

目
事
刑
事
弁
護
教
官

• " " " " "  五

判事務官

課長補佐兼
察務係長
會計係長
用度係長
給与係長
企画課長
調查係長
企画課長
課長補佐
長兼課
企画係長
運營係長
資料課長
資料課長
資料係長
教材第一係長
教材第一係長
教材第二係長
教材第二係長

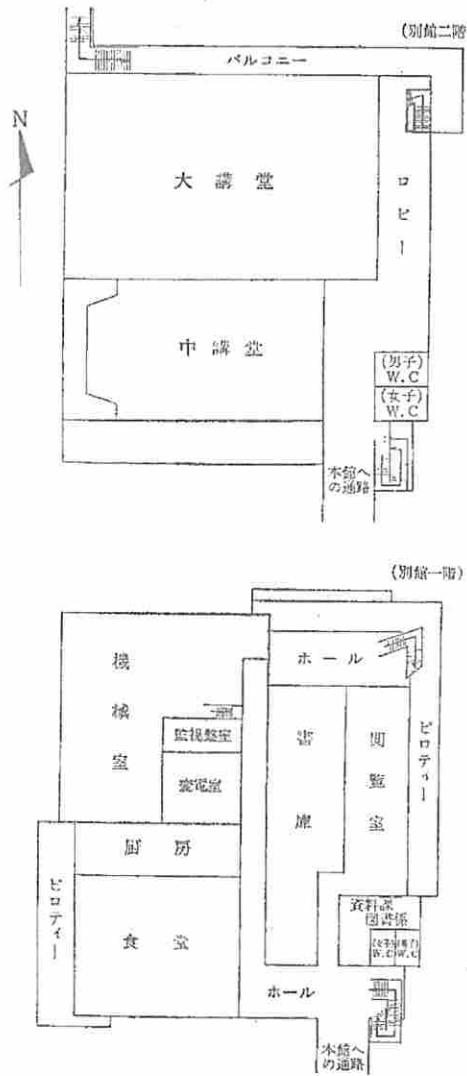
小林 登倉孝徳 寛
藤木 原田洋明 武
鈴木 黒木 繁
日向野 今井敏彦 誠
茂木 小島輝雄
山口 晴道
宮城 健次郎
梅原 弘道
高木 左門
関口 嶽
小 岩

司法修習生修了者數一覽表

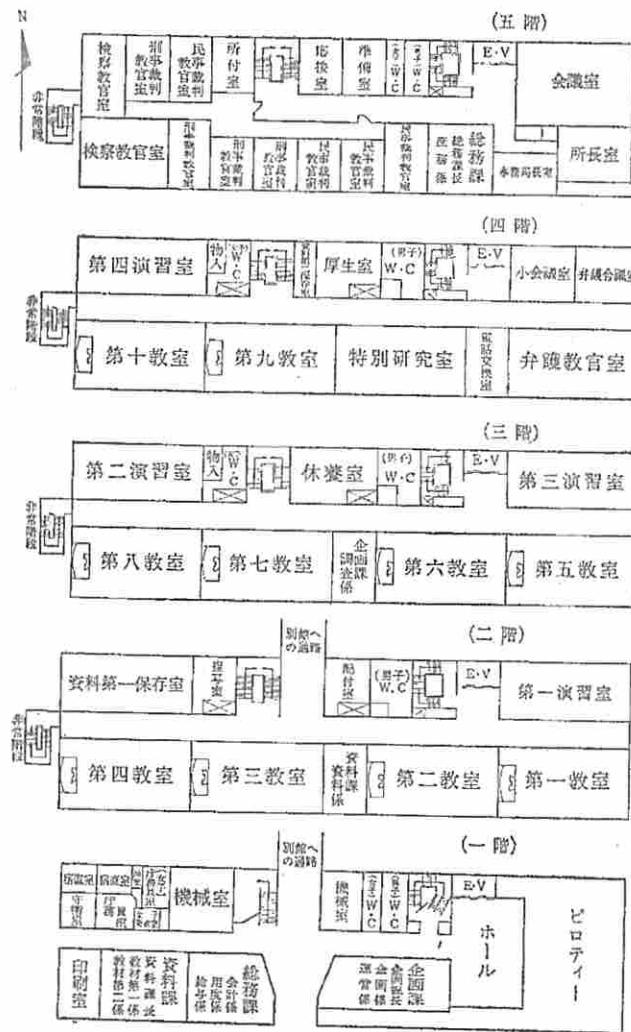
司法修習生修了者数一覧表 (昭和四十七年一現在)

修了直後の数
による。
(カッコ内は
女子の内数)

案内図



司法研修所平面図





全期会の誕生を祝う

全期會會則

錄

付

(「全期会会報第一号」から転載)

全期会の誕生を祝う

前 沢 忠 成

司法研修所が発足して、いつしか四年有余、新制度の下に育つた新進法律実務家も、一、二、三期を合せて六百五十名に上り、近く陽春三月には、四期生の諸君二百五十名を加えようとしている。いずれも同じ法律実務家とはいいうものの、世に出れば三方面に分れて、とかく連絡を欠きやすい。されば、各期毎に、同期会が結成され、それぞれ、懇親連絡を計るため、活動を続けておられるが、これらは、横だけのつながりで、堅の連繋がない。この度、各同期会の委員諸氏の、並々ならぬお骨折によつて、堅のつながりが結ばれて、ここに「全期会」が生れ出ることになったのは、司法研修所草創時代からの一職員として、諸君を迎えては送り、送つては迎え来つた私の絶大な喜びである。のみならず、この会の名付親を仰せつかつたのは、私の無上の光榮とするところである。創立準備委員の方から、名前を付けて欲しいとの御依頼があつたのは、十月頃であつたかと思うが、会の名というものは、子供の名前を付けるのとは又ちがつたむずかしさのあるものだと感じた。一期の同期会だけでは、一期会といはず五月に採用になつて、五月に終了したというところから、五月会と称していられるが、二期は二期会、三期は三期会、四期会も既に成立している。恐らく、今後期を重ねるに従つて、〇期会という会が、殖えて行くことと思う。これら多くの同期会をまとめて何と名付けたらよいか。司法修習生同期会連合会では、体を顕わし過ぎて野暮である。研修所は学校ではないから、同窓会というわけにもいかぬ。所在地に関係ある名称とも考えたが、研修所は最初から紀尾井町にあつたわけではない。一期の諸君の多數は、高輪で勉強されたのである。又いつまでもここにいるわけでもあるまい。いつかは、閑静な郊外数十万坪の地に、序舎、寮、運動場等を総合した大研修所に発展せしめねばなるまい。あれこれと頭をひねつて、結局「全期会」に落付いた。これを思ついたのは、二十数年前、

「全人」というあまり売れない教育雑誌があつて、ベートーヴェンの百年祭の特輯号かに、田中耕太郎先生がベートーヴェンの音楽について執筆されたことがあつた。その「全人」から「全期」はどうだろうかと考えついた。「全人」の語原はこれを詳にせぬが、字から判断して、完全な人格、立派な人という程の意味に違いないと考えた。過日、田中長官が研修所にお見えになつた際、「全人」の語原をお尋ねしたところ、自分も語原は知らないが、教育方面でよく使う言葉で、調和のとれた人格という意味だと申された。「全期」ならば、字も簡単明瞭だし、耳ざわりも悪くない。全は音、善に通じ、又神にも通じる。権機という語もある。各同期生諸君はもちろん、諸君の後を嗣ぐ無数の同期生諸君をも、無限に包含しつつ、永遠に生々発展するという意味を、勝手に腦中に描きつづ、「全期会」と命名することにした。

祝辭が命名由来記に脱線したが「全期」なる二字の中に、私の諸君並びに諸君の後輩たるべき人達に対する限りなく大きな希望、期待が秘められていることを御紹介申上げて、会の誕生を祝い、その発展を祈らせて頂こう。

昭和二十六年暮 降誕祭前夜

紀尾井町 所長室において

全期会の発足に際して

司法研修所もいつしか数え年で七歳に育つた。既に六百余名（第一ないし三期）が司法研修所を渠立つて第一線法曹として活躍しており、約五百名（第四、五期）が現在修習中である。来年三月には四期の約二百五十名が修習を終り、新たに六期生が入れ替つて入所してくる。司法修習終了者は質的にも量的にも益々発展の途をたどつてゐる。

同じくまことに育ち、同じ業に身を寄せるものが、多くなればなるほど、全体の統一と親睦を欲するに至ることは人間自然の欲求である。かつて三期の或る会合で、各期の連合会を作り、各期生間の統一と親睦を図ろうといふことが俎上にのぼり、この企ては急転直下具体化の運びとなり、今年七月には、本会の第一回設立準備委員会（各期から二名宛）を開き、司法研修所教官及び事務局の方々をもまじえて懇談がなされ、本会の設立や在り方等につき大体の話合がついた。以来今日迄数度の委員会を開き、本会の目的、事業、会計その他の事項につき討議を加えて、これに基いて各期から本部委員が選出され、ここにようやく本会の設立を見るに至つたことは喜びに堪えない。

本会は、二年間の修習を終了した通常会員と準会員たる修習生及び司法研修所長、教官又は事務局長並びにこれらの職にあつた名譽会員とで組織するが、その目的は、会員相互の親睦にあり、従つてその仕事も名簿及び簡単な会報の作成、配布という程度にとどめた。更に研究並びに生活の面における向上をもその目的に加えようといふ議論もあつたが、結局電頭蛇尾の結果を招くことをおそれ、さし当りは会員相互の親睦及び之に相応する最低限度の事業を行ふにとどめることに意見が一致したのである。

かように、本会の性格は、純然たる親睦団体であつて、各期会の上位機関でないことは勿論、その連合会でもな

い。また、会費については、原則として修習終了の際に低額の会費を一回払にすることにし、現在すでに修習を終了している会員の分は、各期会の会計から支出することにしたから、会員に不当な負担をかけるおそれはない。かような意味で、本会の設立に関与されなかつた会員諸氏にも、安んじて本会の趣旨に御賛同いただけると信する。なお、本会が発足するについては、司法研修所長はじめ、教官、事務局の各位から多大の援助を受け、今後も本会の運営について事務局の労をわざらわすことになつてはいる。厚く謝意を表する次第である。

昭和二十六年十月十五日

全期会本部委員一同

全期会会則（昭和二六年一〇月一五日制定）

- 第一条 本会は、全期会と称する。
- 第二条 本会は、本部を司法研修所内に置く。
- 第三条 本会は、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第四条 本会は、通常会員、準会員及び名誉会員で組織する。
- 第五条 司法修習生終了者を通常会員とし、司法修習生を準会員とする。
- 第六条 本部委員は、各期から同数を選出する。
- 第七条 本会は、支部を置くことができる。
- 第八条 通常会員は、会費として修習終了の際に一定金額を納入しなければならない。
- 第九条 本部委員会において必要と認めたときは、臨時会費を徴収することができる。
- 第十条 本部委員会は、司法研修所事務局職員に本会の事務を委嘱することができる。
- 第十五条 本会則の改正は、本部委員の過半数の賛成で本部委員会がこれを発議し、全会員に提案してその過半数の承認を経なければならぬ。
- 本部委員は、本部委員会を構成し本会の常務を掌理する。
- 本部委員は、名簿、会報の発行その他本会の目的を達成するに必要な事業を行う。

全期会会則説明

全期会の発足経過については全期会本部委員の報告があるので、これを翻訳して、直ちに会則の説明をするが、ここにおいても、前記の報告で自ら明らかのことについては説明を省くこととする。

(第一条 本会は、全期会と称する)
本会の名称については、前沢所長にお願いした。所長の本誌玉稿を参照されたい。

(第二条 本会は、本部を司法研修所内に置く)
本会は司法研修所の、いわば同窓会であるから、当然その本部は司法研修所に置かれる。司法研修所の所在地を明記しないのは、将来司法研修所の所在地の変更があることを考慮したためである。

(第三条 本会は、会員相互の親睦を図ることを目的とする)
本会の目的であつて、前沢所長の玉稿並びに委員の報告が明らかにされている。特に地方などで、同期の会員の少ない所では、全期会によつて親睦を図られる機

会が多いことと思われる。

(第四条 本会は、通常会員、準会員及び名誉会員

で組織する。司法修習生終了者を通常会員とし、司法修習生を準会員とする。司法

研修所長、教官又は事務局長並びにこれらの職にあつたものを名誉会員とする)

司法修習生となつた者は当然本会の準会員であり、修習生を終了した者は何れの職にあるを問わず、当然本会の通常会員となる。そして名誉会員についても同様のことがいえる。よつて、全期会は直接に各会員を構成員としているものであつて、全期会と各期の同期会とは何らの関係を持たない。各期の同期会を前提としてその上に成立した会ではない。同期会を作らない期が仮にあつたとしても、その期の人々が全期会の準会員であり、また通常会員であることに何ら妨げとならない。ただ事実、上同期会があれば、全期会がこれと連絡して事務をとることはある。例えば、本会の本部委員として事務をとることはある。

いては前記委員の報告を参照されたい。

(第八条 通常会員は、会費として修習終了の際一定金額を納入しなければならない。本部委員会において必要と認めたときは、臨時会費を徴収することができる)

全期会の会計についての規定であるが、全期会は毎年、通常会員が、ほぼ一定数入会するのであるから、通常会員になる時、即ち修習生終了の際、一定金額を全期会の会費として納入することにした。それは終身会費の意味である。一定金額は毎年同じ金額でなければならないことはない。本年は第四期生の入会金として一人三百円ずつ納入した。そして大体、その年の名簿、会報及びその他の全期会の費用はその年の入会金によつて賄われる。その余剰金があれば、それは全期会の基金となる。こうすると全期会の会費は毎年確実に徴収されることとなり、その事業も継続して行われよう。(なお、本年度は、第一期、第二期、第三期からも本部委員会で決定した金額を入会金としてそれぞれの同期会から納めている)臨時費の入用を想つて臨時各回施行することを予定している。なお、これにつ

(第七条 本会は、名簿、会報の発行その他本会の目的を達成するに必要な事業を行う)

(第六条 本会は、支部を置くことができる)
地方裁判所の本庁のある地に支部を置くことを予定している。

(第七条 本会は、名簿、会報の発行その他本会の目的を達成するに必要な事業を行う)
本会の事業であるが、今のところ、名簿と会報を年に各回施行することを予定している。なお、これにつ

(第九条 本部委員中に会計委員若干名を置く。会計委員は、毎年一回会計報告を行うものとする)
本年は会計委員は二名置かれている。

(第十条 本部委員会は、司法研修所事務局職員に本会の事務を委嘱することができる)
本会の事務運営は、会則に基き、本部委員会で決定した方針で進めるが、その事務は専々煩瑣で容易なことないことは、名簿作成についてみても、これが全期のものであることよりして直ちに分る。そのため事務関係については、司法研修所の事務局の職員に委嘱している。この第一号会報も、昭和二十七年度名簿についても、皆司法研修所事務局職員の方々の並々ならぬ御尽力なくしては達成され得なかつたであろう。

(第十一条 本会則の改正は、本部委員の過半数の賛成で本部委員会がこれを発議し、全会員に提案してその過半数の承認を経なければならぬ)
本会の会員が年とともにぼう大なものとなつてくるので本会則の改正手続はなるべく緩かなものにしてあ

る。全会員の過半数の承認は默示の承認をも含むものと解するから、反対の意思表示なきものは承認とみなされよう。

以上至極簡単に会則の説明と、現在の適用状態を記して、会員の方々の御参考に供する次第である。

(昭和二七年五月 西岡記)

